

○議 事 日 程（第 1 号）

令和元年 8 月 13 日 午前 9 時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第 5 号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について

日程第 4 承認第 8 号 令和元年度関ヶ原町一般会計補正予算（第 2 号）の専決処分の承認を
求めることについて

日程第 5 議案第 65 号 工事請負契約の締結について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（8 名）

1 番 高 木 博 之 君

3 番 子 安 健 司 君

5 番 田 中 由紀子 君

7 番 楠 達 男 君

2 番 谷 口 輝 男 君

4 番 中 川 武 子 君

6 番 松 井 正 樹 君

8 番 吉 田 仁 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長 西 脇 康 世 君

教 育 長 中 川 敏 之 君

総 務 課 長 澤 頭 義 幸 君

産業建設課長心得 福 安 健 司 君

副 町 長 大 野 健 夫 君

監 理 官 兼
診療所事務局長 藤 田 栄 博 君

企画政策課長 西 村 克 郎 君

教 育 課 長 兒 玉 勝 宏 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 山 田 勝

書 記 小 寺 由 香

書 記 中 尾 浩 一

開会・開議の宣告

○議長（松井正樹君） ただいまから令和元年第 4 回関ヶ原町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（松井正樹君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、8 番 吉田仁君、1 番 高木博之君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（松井正樹君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日間と決定いたしました。

日程第 3 報告第 5 号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第 3、報告第 5 号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） おはようございます。

それでは、報告第 5 号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告ということで、御説明申し上げます。

去る令和元年 7 月 20 日、関ヶ原町関ヶ原地内の町道玉六反田線、通称「戦国ロード」におきまして、走行中の車両が舗装の剥離による穴にはまり、当該車両の前輪右タイヤが破損する事案が発生いたしました。その後、示談が成立し、額が決定いたしましたことから、地方自治法第180条第 1 項の規定に基づき、令和元年 8 月 8 日付で専決処分を行いましたので、議会に報告するものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

1 番 高木博之君。

○1 番（高木博之君） 御指名いただきましたので、質問させていただきます。

済みません、私ども六反田に住んでいるんですが、この道、よく若宮のほうから滋賀県へ行くのに通るんですが、事業主体は県のほうということでございますが、見ておると、路面のほう、まだ供用開始してからそんなにたっていない時期から、相当ひび割れをしておりました。私の個人の意見になりますが、設計段階でこれはバイパスみたいな機能がありますので、その辺、県の設計がちょっと甘かったのではないかということを感じておるわけであります。道路法上、市町村道になっていますので管理責任はありますが、町のほうには責任はほとんどないと思っております。今後、補修等をしていかなければいけないと思うんですが、設計されたのは県のほうですので、この辺のほうの補助なり、何とかならないかなというようなことをちょっとおっしゃっていただければと思います。

今、産業建設課のほうに聞きましたら、まだ半年もたたないうちに維持管理費が3分の2を超えてしまっているようなことでございますので、今後、また3月まで、だんだんひどくなっていくのではないかというふうに思っておりますので、町に財政的に非常に厳しい状況でございますので、その辺何とかならんでしょうかという御質問だけでございますが、よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） 答弁を求めます。

福安産業建設課長。

○産業建設課長心得（福安健司君） 失礼いたします。

先ほど高木議員さんから御指摘のございました本件の町道、玉六反田線につきましては、平成29年5月に全線供用を開始した後、間もなく舗装の傷みが常態化いたしました。昨年度におきましては、国道21号線の藤下交差点から六反田方面へ約1.4キロにおきまして、県営のふるさと農道整備事業によりまして舗装の本復旧が施工されたところであります。

また一方、残りの東半分、約1.1キロ区間につきましては、8月末に県営農道施設強化対策事業によりまして本復旧が始まる予定でございます。こちらにつきましては、令和元年度予算のほうで負担金のほうをお認めいただいております事業でございます。

やはり先ほども御指摘ございましたとおり、6月現在から本当に傷みがひどくなってまいりまして、町道の維持工事において劣化部分の修繕をしているところではございますが、6月から今現在まで、補修依頼のほうが先週の金曜日を含めまして8回、直営によるパッチ処理等の緊急対応が数回と常時劣化が進行している状態ですので、今後も引き続き、頻繁にパトロー

ルを行いながら事故防止に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 7番 楠達男君。

○7番（楠 達男君） それに関連して1点だけお願いします。

今の福安課長のほうから現場のパトロールを頻繁にということがありまして、それはそれでいいんですけども、根本的に私はこの問題について以前に質問をさせてもらったときに、町道であるがゆえに、その設計上、厚さが基礎部分が15センチということがあって、それが原因で、要するに薄いんで、しかも大型のダンプとかトラックが通るんで、穴が開きやすいというような答弁ですけども、パトロールはいいんですけども、根本的な改修なり工事というのが必要ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

その場合の予算も要るわけでごさいますて、高木議員も言われたように、国なり県の助成制度がないものか、なければそれはどうするのかということも考えていかないと、パトロールしているから穴があかないわけじゃないんでね、そこら辺についての考え方をお願いします。

○議長（松井正樹君） 福安産業建設課長。

○産業建設課長心得（福安健司君） 失礼いたします。

先ほども申し上げましたとおり、確かに当初の設計自体が非常に脆弱な舗装の設計ということで、今舗装の傷みが進んでいるわけですけども、先ほども申し上げましたとおり、国道21号線の藤下交差点から東へ1.4キロにおきましては、昨年度、県営のふるさと農道整備事業によって舗装の本復旧がなされているところでございます。残りの東半分の約1.1キロ区間につきましては、こちら8月末より県営の農道施設強化対策整備事業によりまして、県のほうで舗装の本復旧を予定しておりますので、それが完了すれば、当面の間は舗装のほうはもつのではないかと考えております。

○議長（松井正樹君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） ちょっと補足ですけども、一応、当初の設計は、農道という形で路盤が薄い形でした。やはりこれだけの剥離が起きておるということで、道路仕様の路盤をやって、その上に舗装をするという形で、通常の農道事業での舗装じゃなしに、普通の舗装にかえるということで、今作業を県のほうの主体でやっていただいておりますので、今後戦国ロードのこの区間につきましては、やはりあかところについては路盤をきちんとやりながら、当分もつような形に県のほうで責任を持ってやっていただきたいということで、これからも継続していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 8番。

○8番（吉田 仁君） 失礼します。

設計強度ということで、強度的な問題で今はもたんということで、もう確定されておるわけですね。施工上のミスとか何かなったとかいう話ではなしに。ということになると、全線にわたって設計強度が不足するということです、その対応ですが、路盤だけ入れかえて、路盤から上のT Aを確保して、エッジ加工して、設計強度を確保するということになるんですが、そうすると、一部ではなしに全線で対応していかないとやれんということになるんですが、その辺も含めて、強度確保できるという確証はあるわけですかね。当然、通過交通量によって、設計圧ははかりますので。

ごめんなさい、初めてですので、その辺のところの見込みというのはどのようにしておるのか、ちょっとお聞かせいただきたいんですが。

○議長（松井正樹君） 福安産業建設課長。

○産業建設課長心得（福安健司君） 済みません。

今、昨年度から実施しております国道21号線から六反田の間につきましては、一応県のほうで通過交通量とかそういったものを勘案しながら、最低限度のこれなら大丈夫だろうというような強度というか、そういったものを考慮しながら、舗装のほうは進めていただいておりますので、もうこれで絶対に20年、30年間違いないというのは、なかなか保証しかねる部分ではございますが、当面の間はもつものだと思っています。

なお、今、施工していただいている工法につきましては、再生路盤工法という工法なんですけれども、こちらのほうは通常の県道等でも施工がされている工法ですので、なかなか今後、長期間もつものだと思って、我々は信じて施工のほうをお願いしておるわけですけれども、50年とかそういった間はちょっと厳しいんじゃないかなあとは思いますが、当面の間はそれで大丈夫だと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 2番 谷口輝男君。

○2番（谷口輝男君） 済みません。

今、話が出ていますけれども、6月議会にもこのような件が出まして、連続してこういう件が出てくると。今回はパターンが違う、前は大塚紡績、今度は前から言われている戦国ロード、あれは前から言われておって、あかんあかんと言われながら、こういうことが起きてしまったということで、起きたことには仕方がないと思いますけれども、この破損の状況、要は剥離なり何なりの穴の大きさとか、それからタイヤがはまってタイヤの損傷状況、なぜかといいますと、金銭的なものが前は3万1,000円ぐらい、今度は3万8,000円。いわゆるどこの程度のタイヤがどういうふうになったとか、確認をちゃんととってみえるのか。それか見積もりもきちっ

とやってみえて、それからこの過失的なものというか、スピードが出ておったこともあるし、避けることもできた、相手のことを言うわけではないんですけど、ただ、金額的には全額、例えばどれだけでも破損した部分が出るのかということをお伺いいたします。

○議長（松井正樹君） 福安産業建設課長。

○産業建設課長心得（福安健司君） ただいまの御質問につきましては、穴の大きさとしましては、約1メートル掛ける50センチぐらいの大きさです。今回車がはまった穴につきましては、7月20日にこの事故が起きたわけですが、7月19日の夕方にこちらの産業建設課のほうでパトロールさせていただいた際には、穴が開いておりませんでした。その後に雨が降りまして、穴が再度あいたと。補修箇所というか、その穴のあいた箇所につきましては、以前よりも何回か直させていただいておるところだったんですけれども、やはり雨が降ると穴が開いてしまうというこのような状況が常態化しております。

今回のこのタイヤのパンクにつきましては、車種はベンツです。タイヤの破損の状況、または見積もり等につきましても、聴取をさせていただきまして、その金額がかかっているということを確認しております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 3番 子安健司君。

○3番（子安健司君） 済みません。

確認だけなんですけど、その箇所はもう直されていますよね。たまたま車でパンクした程度のことでいいかと思うんですけど、例えばバイクで倒れて亡くなられたとか、けがされたということもなきにしもあらずと思いますので、また十分気をつけていただきたいと思います。

○議長（松井正樹君） 澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） 失礼します。

保険の額につきましては、おおむね5割というようなことを聞いてございます。

○議長（松井正樹君） よろしいですか。

〔挙手する者あり〕

1番 高木博之君。

○1番（高木博之君） 済みません。

再度確認でございますが、残りの東1.1キロ、県のほうでまた直されるということでございますが、これは施工上で瑕疵がなければ瑕疵担保というのはないと思うんですが、設計がこれで1年なり2年後にまた割れてしまうようなことになれば、その辺の責任の所在はどうかということをお伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（松井正樹君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） ただいまの質問ですけれども、一応、町道になっているということで、

一義的には町のほうの責任になると。ただ、道路の工事に関しましては、県営でやっていただいたということもありますので、破損等が出た場合は、その状況によって県のほうと協議をさせていただいて、できるだけ県のほうにもこういう関係があったということでの話として、できるだけ県のほうにも協力をお願いするということで進めさせていただきたいと思っています。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 1 番。

○1 番（高木博之君） 何度も済みません。

私の住宅のすぐ南側でございますので、よくスピードを出して結構通られるんですよ、大型貨物が。制限速度は60キロだと思うんですが、それなりに重量、実際ははかっていないんですが、今多分、大型は25トンまでですよ。その辺で、カーブもきついですし、制限等はかけられないと思うんですが、通るなどとは言えませんが、その辺、何とかできることがあればやっていただいて、できるだけ路面の損傷がないように対策を講じていただければと思っております。よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（松井正樹君） 答弁はいいですね。

○1 番（高木博之君） はい、結構です。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 5 番 田中由紀子君。

○5 番（田中由紀子君） 確認ですけど、これは補正予算は通るんですよ。損害賠償の額を決めたというだけで、予算のほうには通らない。ごめんなさい、基本的なことを。

○議長（松井正樹君） 澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） 失礼いたします。

これに関する予算の関係でございますが、たしか6月の議会のほうでも少し御説明をさせていただきましたが、本年度の予算編成におきましては、自動車事故賠償金等という形で総合的に対応していくというようなことで、そちらで予算編成をさせていただいておりますので、今回についての補正というようなことはございません。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 3 番 子安健司君。

○3 番（子安健司君） 済みません。

さっき保険の件で、半分程度しか出ないというか、免責があるのか、修理を保険会社のほうが認めないのか、なぜに半分しか出ないのかだけ、ちょっと教えてください。

○議長（松井正樹君） 澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） こういう案件がございますと、今回、全国町村会総合賠償補償の保険会社とお話をさせていただいて、先ほど少しお話が出ていましたけど、過失割合的なところ

というのかもしれないと思うんですが、それによって保険金の変動するということで、今回はおおむね5割というようなことを聞いてございます。残りにつきましては、町長等と相談をさせていただいて、全額町のほうで負担をするというような形で額を決定させていただいたというようなことです。

○3番（子安健司君） 過失割合なの。

○総務課長（澤頭義幸君） そのあたりは協議しての話ですので、わかりかねる部分があるんですが、おおむね5割ということで、ぴったり5割かどうかというのは、実際にこの件でお支払いをして、その支払い根拠をもって保険会社のほうに請求をさせていただくというような手続になりますので、金額的にはもう少し後になろうかと思います。お答えになってないかもわかりませんが。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 3番 子安健司君。

○3番（子安健司君） ということは、保険会社が認めていないやつをこちらは賠償をするということなんで、それなら保険会社とものと交渉をして、なるべく100%出させるとか、相手に過失があるならその分カットするとか、お願いします。

○議長（松井正樹君） 暫時休憩します。

休憩 午前9時28分

再開 午前9時32分

○議長（松井正樹君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

答弁、澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） 失礼いたします。

今回の案件につきましては、町が道路を管理しているということで、過失が町にもあるというようなことを踏まえて、保険会社との協議の中で町のほうの過失もあるというようなことで5割ということで、また先方の方との話し合いの中では、そういう過失的なところもあって、今回の額で示談というようなことで御了承いただけましたので、その残りについては町のほうで負担をさせていただくというような内容でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 7番 楠達男君。

○7番（楠 達男君） 一つだけ確認したいんですけど、損害賠償の額で3万8,470円という額は、これは町が相手側に損害賠償で払った額で、もともとの修理代は幾らだったんですか。この額から半額を町が負担したという、それで示談が成立したということですか。この3万8,000円というのはどういう、タイヤの修理代で、全額が3万8,000円。それは町が3万8,000円は負担したよということだね。ということは、実際の修理代は掛ける2で、そうでもない。

この額か、はい。

○議長（松井正樹君） よろしいですか。

○7番（楠 達男君） はい、結構です。

○議長（松井正樹君） これで質疑を終わります。

これで報告第5号の報告を終わります。

日程第4 承認第8号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第4、承認第8号 令和元年度関ヶ原町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 承認第8号 令和元年度関ヶ原町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて御説明を申し上げます。

関ヶ原中学校の剣道部が県大会で優勝し、8月21日から大阪市内で開催されます全国中学校体育大会への出場が決定をいたしました。これに伴いまして、全国大会出場等に伴う関係経費75万円を追加する一般会計補正予算（第2号）を専決処分により定めましたので、ここに御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

なお、細部につきましては教育課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 兒玉教育課長。

○教育課長（兒玉勝宏君） 失礼いたします。

承認第8号、専決第10号 令和元年度関ヶ原町一般会計補正予算（第2号）の専決処分につきまして、詳細説明をさせていただきます。

議案書の7ページの歳出のほうをよろしく願いいたします。

教育費の中学校費、学校管理費の負担金補助及び交付金75万円の増額につきまして、関ヶ原中学校の剣道部が7月20日に行われました岐阜県中学校総合体育大会剣道競技におきまして、見事優勝されました。そのため、8月21日から大阪市内で開催されます全国中学校体育大会に出場が決定いたしております。それに伴います部活動補助金としまして、全国大会への助成金としまして、剣道部生徒9名と引率1名の宿泊費、バス借り上げ料など、また8月9日より三重県伊賀市で開催されました、こちらにつきましては見事3位という結果をいただいております、東海大会への出場につきましての助成金につきましても見させていただいております。

また、本役場の南側にかかっておりますが、それから中学校にもかけております、懸垂幕2本につきまして、助成をさせていただくものでございます。ごめんなさい、ちょっと台風のため、現在取り外しておるということでございます。財源につきましては、前年度繰越金でござ

います。

以上、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第8号を採決します。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第5 議案第65号について（議案朗読・提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第5、議案第65号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

職員に議案を朗読いたさせます。

○議会書記（中尾浩一君） 議案第65号 工事請負契約の締結について。

次のとおり、工事請負契約を締結する。令和元年8月13日提出、関ヶ原町長 西脇康世。

1. 契約の目的、関ヶ原ふれあいセンター空調改修工事。
2. 契約の方法、指名競争入札。
3. 契約の金額、7,370万円。
4. 契約の相手方、岐阜県大垣市馬場町2番地、林工業株式会社、代表取締役 林裕人。

○議長（松井正樹君） 本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第65号について御説明申し上げます。

関ヶ原ふれあいセンター空調改修工事につきまして、去る8月6日に指名競争入札を執行いたしましたところでございます。その結果、林工業株式会社が落札をいたしましたので、契約金額7,370万円で同社と請負契約を締結したいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては教育課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 兒玉教育課長。

○教育課長（兒玉勝宏君） 失礼いたします。

議案第65号 工事請負契約の締結について、詳細説明をさせていただきます。

資料の2ページのほうをよろしく願いいたします。

町長が申し上げましたとおり、去る8月6日に教工第7号、関ヶ原ふれあいセンター空調改修工事につきまして、指名競争入札を行いました。指名業者数6社、うち4社が辞退。その理由といたしましては、空調工事につきまして、他市町におきまして小・中学校のエアコン整備工事が現在も引き続き行われていることにより、業者の技術者が不足しているためということでございます。結果、大垣市馬場町2番地、林工業株式会社が消費税込み7,370万円で落札しましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定による条例に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

工事内容につきましては、大ホール、小ホール、図書館などの空調用、灯油直置き吸収冷温水器3台及び1階事務室、その横にあります応接室、創作室の独立パッケージエアコンの更新ということになっております。

工期につきましては、議会議決の日から令和元年11月29日までといたしております。

以上、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

7番 楠達男君。

○7番（楠 達男君） 2点だけお願いします。

この提案資料の中にある6. 解体工事に要する費用等、別紙のとおりとなっておりますが、この別紙というのはどこにあるんですか、これが一つ。

それからもう一つは、この工期ですが、一応11月29日まで、要するに全館冷暖房がきかないということになると思うんですね、今の提案説明では。そうしますと、それはそれでいたし方ない部分がありますが、この時期になるとやっぱり寒い日もありまして、その期間、暖房が使えないということになると思うんですが、だからお願いしたいのは、できるだけ11月29日にこだわらず、早く前倒しでもしていかないと、利用者の方から暖房がきかないというまた苦情が来る、そういう可能性もありますので、その辺の工期について、もう少し縮めることができるのかどうか、業者さんとの交渉の余地があるのかどうかお尋ねをいたします。以上です。

○議長（松井正樹君） 兒玉教育課長。

○教育課長（兒玉勝宏君） 失礼いたしました。

1ページにあります6番、解体工事に要する費用等ということで、別紙のとおりということ

でございます。これは契約書の中にとじ込んである部分でございますが、本工事につきましてはその費用はないということでございます。解体工事に要する費用はなしということが別紙にうたってあるということでございます。

それから、工期につきまして、11月29日までとなっております。これにつきましては、先般御説明させていただいたと思いますが、空調のほとんど不要な時期、それをもって工事をしたいということで、本日、大変お忙しい中、御無理を申し上げ、臨時会を開いていただいているところでございます。

11月29日までに間に合うかどうかということにつきましては、現在のところ間に合うということで想定をいたしております。1回目の仮打ち合わせという中で、何とかなるのではないかとということもございますが、それが例えば1カ月早く工事が終わるか、ということにつきましては、とてもじゃないですがちょっと無理だということで、何とか11月29日の工期に間に合わせたいということでの現在の打ち合わせというふうになっておりますので、よろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 7番 楠達男君。

○7番（楠 達男君） 解体工事の関係で、発生しなければうたわないということはいいんですが、この提案資料に別紙のとおりとなっているんで、その辺は説明がないと、実際に我々議員のほうには資料がないのでお尋ねしたんですが、別紙のとおりというのは書かずに提案すべきじゃないですか、それはもともと。違うの。以上です。

○議長（松井正樹君） 兒玉教育課長。

○教育課長（兒玉勝宏君） 失礼いたします。

1ページに添付いたしております工事請負仮契約書につきましては、本来非常に分厚い、これぐらいあるものでございまして、そのうちの表紙だけを参考のためにつけさせていただいたと。本来ですと全て設計書、仕様書、そういったものもつけるのが本来かもしれませんが、今回、参考までということで表紙のみでございますので、その辺を御理解いただきたいと思います。失礼いたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 今の説明の中で、事務室、応接室などのクーラーの更新もすると言われたんですが、その必要性はあるんでしょうか。

○議長（松井正樹君） 兒玉教育課長。

○教育課長（兒玉勝宏君） 必要性があるかといいますと、壊れているんです、そちらにつきましても。それにつきまして、このエアコンにつきましては、御存じのとおりふれあいセンター

ができたときからのものでございまして、既に耐用年数はとうに過ぎております。それで、現在どうかといいますと、非常にエラーが出まして、とまってしまうことが頻発しておりましたので、この際同時に発注をさせていただくということでございます。よろしくお願いいたしますします。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 8番 吉田仁君。

○8番（吉田 仁君） 解体工事ですが、当然に旧の空調施設の撤去というのがついて回る話であると思うんですが、その設計書の内部で。ただ、それも含めてこの7,370万円税込みで全て終わるということでございますね。別紙とか別途とかいう話ではなしに、全ての工事がこの仮契約で契約が終わるということで理解してよろしいですか。

○議長（松井正樹君） 兒玉教育課長。

○教育課長（兒玉勝宏君） そのとおりでございます。

○議長（松井正樹君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第65号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これにて、本臨時会に付託されました案件の審議は全て終了いたしました。

閉会の宣告

○議長（松井正樹君） 令和元年第4回関ヶ原町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前9時50分

以上、会議の次第を記載し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

関ヶ原町議会議長 松 井 正 樹

会議録署名議員 吉 田 仁

会議録署名議員 高 木 博 之